

■ TYPE-MOON管理のキャラクターを申請希望された方へ ■

今回のワンダーフェスティバル2019[冬]にて申請希望されました(有)ノーツ (TYPE-MOON) 様管理のキャラクターについて下記のガイドラインが規定、提示されておりますので内容をご確認のうえ遵守してください。

※「Fate/Zero」作品もTYPE-MOON様 管理となりました。

過去に(株)アニプレックス様に申請されていた作品につきましても、新規ではなく、再販としてご申請いただき、販売数量も累計数でご報告ください(ワンダーフェスティバルの再販規定により書類上、新規扱いとなる場合がございます)。

TYPE-MOONの著作物を元に制作された造形物等の作品(以下、該当作品という。)につきまして下記の通りガイドラインを設けさせていただきました。

[内容に対する規定]

当日の会場に限定した販売であれば、TYPE-MOONより内容に対しての規制を行う事はありません。現在、商業ベースでの制作・販売に制限のある「原作イメージを損なう恐れのあるもの」「18禁要素を含むもの」でも、基本的に制作・販売していただけます。

※ただし、TYPE-MOON側で問題があると判断した場合には、お断りさせていただく事があります。(なお、これまでお断りした例はございません)

[サンプルに対する規定]

イベント当日に提出していただくサンプル数は以下の通りです。

- ・商品(キット)サンプル:不要
 - ・完成品サンプル:任意(ロイヤリティ(=著作権料)が発生する場合は"1個必要")
 - ・完成品写真:4アングル(全身を前・後・俯瞰から写したもの+任意のアングル)を各1枚ずつの計4枚
- 完成品サンプルの提出数は本申請時に明記して下さい(再販作品はサンプル提出不要)。

[販売数量に対する規定]

下記のいずれかに該当する場合、全ての該当作品に対して、4%のロイヤリティを徴収させていただきます。該当すると思われるディーラー様は、申請時にその旨明記して下さい。

- ・1イベントにおける該当作品の申請数(注・複数アイテムある場合はすべて合算)を合計したものが300個以上の場合
 - ・1該当作品に対して、初回販売を起点とした累計での申請数が100個以上となった場合(例:2017[夏]に新規で90個の申請(注・実販売数ではありません)をされており、2018[冬]に再販で10個を申請された場合、累計となる100個分のロイヤリティを2018[冬]分としてお支払いいただきます)また、一度ロイヤリティが発生したディーラー様は「ロイヤリティディーラー様」として次回以降の販売分にもロイヤリティが発生します。
 - ・非ロイヤリティディーラー様→ロイヤリティディーラー様
ロイヤリティディーラー様となったイベントにおいて、出展されている全該当作品の累計総数に対してロイヤリティが発生します
 - ・ロイヤリティディーラー様
今回申請された全該当作品の申請数に対して発生します
- ※累計数については各イベント(WF、トレフェス等)毎の累計になります。
※TYPE-MOON側で必要と判断した場合につきましても、同様にロイヤリティをお支払いいただく事があります。
※該当するにも関わらず申請しただけなかった場合には、販売を停止させていただくこともございますので、ご注意ください。

[販売数量規定に当てはまらないディーラー様について]

申請に伴う事務手数料として、申請数1個につき「10円」を徴収させていただきます。

※販売数量規定に該当する(=ロイヤリティを徴収する)場合には、事務手数料をお支払いいただく必要はありません。

[証紙の取り扱いについて]

許諾数量分の証紙を発行いたします。該当作品に貼り付けて販売してください。

※余った証紙につきましては、イベント終了後に回収いたします。

上記内容をご確認頂き、各事項をご検討ください。また、本申請時に、今回提出できる完成品サンプル数(※再販アイテムについてはサンプル不要です)を記したメモを該当作品の本申請書にクリップで留める形でご連絡ください。

また、申請を行われる方は、上記に加え(有)ノーツ様HPに「著作権について」の内容もあわせてご確認、ご順守ください(<http://typemoon.com/copyright>)

不明な点、解釈に迷う点などがある場合はお問い合わせください。

※この書面は本申請の有無に関わらず、該当するキャラクターを申請希望された全ての方へ送付しております。